

[従軍慰安婦・強制連行問題と国連――重大人権侵害被害救済問題解決方式の提案]

1992年12月12日

日本弁護士 戸塚悦朗（国際教育開発・東アジア代表）

一、はじめに

1) 筆者は、日本の弁護士として二〇年間活動してきた。日本の弁護士は、人権擁護と社会正義の実現を使命とする。しかし、従軍慰安婦・強制連行のように重要な人権問題についてよく知らず、全く関心を持たなかった。その解決のために長い間何の貢献もしなかったことを反省している。それにもかかわらず、「韓国挺身隊問題対策協議会」に招待されて、当地で講演の機会をあたえられたことは、名誉なことであり、大変うれしく思う。

1990年6月日本の参議院議員である本岡昭治氏がこの問題を取り上げたときには、日本政府は大日本帝国軍・政府の関与を否定した。そのため、韓国協議会の強い抗議を受け、従軍慰安婦問題は日本でも大きな政治問題となった。

1991年には、韓国の従軍慰安婦の生存者の方が名乗り出て、証言し始め、大日本帝国軍・政府の直接的加害行為が具体的に明らかになった。日本の歴史家が、資料を発掘して、日本軍の関与を証明し、これが大きく報道された。これらの新証拠が加わって、従軍慰安婦を連行した行為を告白していた加害者の証言、朝鮮人・日本人両者の共同作業によって蓄積されてきた「強制連行真相調査団」の調査結果がより説得力を持つようになった。このような事実究明の結果が、筆者を含め、多くの日本人の心に甚大な変化をもたらしたと思う。「日本人はこのような残虐な行為をしたのか」と反省させられたのである。改めて事実の究明が最も重要であることを強調したい。

1992年1月、宮沢首相は韓国議会で謝罪した。しかし、日本政府は補償をすることについては一切拒否した。筆者は、日本政府はすべての重大人権侵害被害者の要求について、誠実に対応すべきであり、日本人はそのためにできる限りの努力をしなければならないと考え、同二月国連での活動を始めた。

2) 筆者が国連NGO国際教育開発／IED (International Educational Development Inc.) 東アジア代表として、この問題に取り組み続けている理由は二つある。

第一に考えるべきなのは、日本は国際法を遵守しなければならず、正義と人道にもとる生き方をしてはならないということである。すでに明らかになった事実に基づくなら、朝鮮人従軍慰安婦及び勤労挺身隊を初めとする朝鮮人男女に対して大日本帝国が行った強制連行と強制労働は、人道に対する罪にあたるばかりでなく、強制労働条約に違反し、奴隷からの自由の侵害であると考え。個々の被害者が、日本に対して、真相究明、責任の承認、慰霊碑の設立、完全な補償をとまう謝罪を要求することは、国際法上当然の権利である。この個人賠償請求権は、韓国の国家としての対日賠償請求権とは別の権利だ。日本が誠実にこの要求に応じることは、正義と人道に適ったものである。

第二に、「日本人の『自由・民権』を実現するために、他民族の『自由・民権』を犠牲にしてもよい」という思想を捨てなければならないということが重要である。日本は19

45年ポツダム宣言の受諾によって、平和国家となることを国際的に約束した。しかし、新憲法の制定のみではその約束の実施はできない。真実を究明し、正しい歴史観を持つことによって、何が日本を大韓帝国を初めとするアジア諸国の侵略に駆り立てたのかを反省すべきである。それがなければ、日本は再びアジアにおいて平和への重大な脅威となりうるのではないか。中坊公平前日本弁護士連合会会長は、「大日本帝国時代の日本では、日本の国益実現の為には、他の民族を犠牲にしてもやむを得ないとする思想が当然のことになっていたのではないかと思う。明治時代の日本の自由民権家が朝鮮の併合を政府に要求した事実に注目すべきだ。『人権』に国境があってはならない」と述べた。

筆者はこの考えに賛成だ。このような「日本人至上主義」の思想があったからこそ、「朝鮮人女性は、従軍慰安婦として日本の兵士に身も心も捧げて当然だ」とか、「朝鮮人男女は、日本人より苛酷な強制労働をさせられても仕方無い」という考えが生まれたのではなかろうか。非日本人も、日本人と同じ人間として、等しく不可譲の固有の「人権」があって、どちらかがどちらかのために犠牲にされることはあってはならないという当然の原則を確立する必要がある。日本政府が、過去に存在した朝鮮人従軍慰安婦・朝鮮人男女の強制労働被害者の強制連行などの奴隷化行為について、それが誤っていたことをはっきりと認めないということは、このような「日本人至上主義」の誤りを認めないことでもある。それは、現在の日本人が、まだ「日本人至上主義」を捨てていないことを意味するのではなかろうか。これらの問題で、日本が誤りを認めることは、「日本人至上主義」と決別することである。だから、日本がこれらの問題に正しい対応をすることは、両民族の友好のみならず、確固たる世界平和の実現のためにも必要なのである。

二、国連における従軍慰安婦・強制連行問題の審議

1) 1992年2月国連人権委員会において、筆者はIEDを代表して、従軍慰安婦・強制連行問題で日本政府を批判し、国連に介入を求めた。韓国政府が、このIED発言を高く評価する発言をした。WAC(War Amputations of Canada)、戦争捕虜虐待問題について日本政府が誠実な個人補償をしないことを批判した。

2) 1992年5月国連人権小委員会現代奴隷制部会においても、IEDは同様の発言をしたが、日本の行為が、人道に対する罪に当たるのみならず、強制労働条約に違反する奴隷からの自由の侵害であることを強調した。また、ナチスドイツの人体実験による被害者に対する個人補償^{ニゾ}について国連が積極的に行動をとった事実を指摘し、国連が大日本帝国[✓]軍・政府による人権侵害をもとりあげるべきであることを主張した。国連NGOであるIAF(International Abolitionist Federation)及び朝鮮民主主義人民共和国政府が、IEDを支持する発言をした。その結果、同部会は、従軍慰安婦問題に関する情報を「人権及び基本的自由の重大侵害被害者の賠償、補償及びリハビリテーションへの権利に関する特別報告者」(テオ・ファンボーベン教授)に提出するよう国連事務総長に要請する決議をした。これは、国連が人権問題で日本に対してとった歴史上初めての行動である。

3) 1992年8月国連人権小委員会では、IEDは、前記の国際法違反を重ねて強調

し、「国際法違反は時効によって消滅しない。政府間条約による賠償処理が終わっても、被害者個人の賠償請求権は消滅していない。仮に個人の賠償請求権を放棄する条約があっても、それは不可譲の人権を消滅させることになり、ユスコーゲンス（強行規範）に違反し、無効である。日本政府は被害者に完全賠償をすべきだ。国連が仲裁など積極的に行動をとるべきだ」などと主張した。

I A F, W C C, W A C, リベレーションなどの国連 N G O も従軍慰安婦問題などについて日本政府批判の発言をしたが、I E D の発言はこれら N G O に支持されたと評価している。また、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国の両政府もそろって、日本政府を批判した。そのなかで、とりわけ注目すべきなのは、韓国協議会・国際委員会申恵秀委員長（8月10日）、元慰安婦黄錦周さんと共に同協議会李効再共同代表（8月21日）が世界教会協議会（W C C）を代表して、在日朝鮮人と日本人で構成されている朝鮮人強制連行真相調査団の李尚七氏（8月25日）がリベレーションを代表して、それぞれ発言したことだ。国連人権会議において、国連 N G O を通じて、韓国・朝鮮の民間人が発言したのは歴史上初めてのことだったのではなかろうか。

人権小委員会は、奴隷制部会決議同様の決議をした。又同小委員会は、前記特別報告者に来年8月までに、上記テーマに関する国連原則・指針案を含めた最終報告書を提出するよう求めた。従軍慰安婦に関する情報の取扱は、同特別報告者の裁量と決定に委ねられている。

三、日本の対応と解決を阻む障害

1) 日本政府は、1992年8月国連人権小委員会で、従軍慰安婦問題について「気持ちをどのように具体化できるか」検討すると述べたが、「法的問題はさておき」として、「賠償」も「補償」も拒否した。このいわゆる「補償に代わる措置」の提示は、W C C を代表（韓国協議会代表）、リベレーション代表（朝鮮人強制連行真相調査団代表）ほかの N G O によって明確に批判・拒否された。真相究明も、責任の承認も、誠実な謝罪もないからである。この措置の提示は、従軍慰安婦被害者にのみ限られている。女子勤労挺身隊を初めとする奴隷的取り扱いを受けた強制連行被害者、連合国捕虜で虐待を受けた戦争犯罪被害者、その他の重大人権侵害被害者は、誰もその対象になっていない。だから、この措置では、日本による重大人権侵害被害者の救済問題が解決しないことは明白である。

2) 1991年12月、従軍慰安婦・強制連行の被害者が東京地裁で、日本政府を被告にして民事訴訟を提起した。その訴状は、日本政府が補償をしなければならない理由の一つとして「これらの日本の行為は人道に対する罪にあたる」ことをあげている。この訴訟は、日本人に対して道義的責任をとるよう迫り、問題解決への行動を強く促すという政治的な効果を上げた点、及び日本の法的責任の根拠として国際法上の違法行為と国家責任を指摘した点で高く評価すべきと思う。今後も、裁判期日が開かれる度に、原告の日本政府に対する批判は継続するし、政治的圧力になり続けるであろう。

「日本の裁判所の判決によって、従軍慰安婦・強制連行被害者の救済をはかることがで

きるか」との質問を受けたが、直接の代理人ではない筆者に回答は困難である。一般論を述べるにとどめる。第一に、日本の裁判はひどく時間がかかる。「重要事件になると最高裁判所の結論を得るまで20年かかるだろう」と言っても否定する弁護士は少ない。実効的救済とは言えない。第二に、本件では、被害者は若くても65才であろう。筆者は「20年も待てない。被害者が生存しているうちに早期解決すべきだ」と思う。第三に、本件の主要争点は国際法違反だと思う。ところが、日本の裁判所は国際法が苦手である。ことに国際人権法によって被害者が勝訴した実例を筆者は知らない。まして、日本人を徹底批判する外国人被害者が原告である本件で、日本人裁判官が「完全に公平」である得るだろうか。少なくとも、原告ら韓国の人々はそうは思わないであろう。だから、「日本の裁判所の判決によっては本件の解決は困難だ」と思うのは筆者一人ではないであろう。

3)「日本の国会に特別委員会を設置し、真相究明をはかり、『戦後補償法』のような立法をして解決すべきだ」という要請が日本の民間諸団体から国会議員によせられている。日本社会党は10月14日、宮沢首相に対し「戦後補償調査特別委員会」の設置に協力するよう要求した。筆者もこのような特別委員会の設置による解決に期待を寄せないではない。しかし、その行方には、多くの困難がある。第一に、戦後補償問題についても、植民地支配、戦争など日本の過去については、与野党の間で、越え難い大きな隔たりがある。長期自民党一党支配体制は選挙によっても簡単には変化しそうにない。被害者救済を主張するのは野党であって、与党は政府同様の姿勢である。第二に、主要争点である国際法は、与野党ともに日本の国会議員が最も苦手とする分野である。第三に、従軍慰安婦問題以外に多数国に関わる多種類の重大人権侵害問題があり、きわめて複雑だ。国会では、日本国民の圧倒的、^レ大多数が一致して願う政治改革でさえも長年達成できていない。日本国民の間で容易にコンセンサスが得られ^{そいつに}ない^カ問題の^{解決}処理をしなければならない本件で、真相究明、法的責任の承認、補償金額など多くの困難な争点について、早期に国会のコンセンサスが得られるであろうか。待ち受ける障害はきわめて大きいであろう。

4) そうすると、以上検討した行政府、司法府、立法府による救済の他に、これと並行して救済を進めるべき「第四の道」はあるかが問題となろう。

四、何が問題なのか？

従軍慰安婦他の重大人権侵害被害者の救済手段を考える上で何が問題となるだろうか。筆者が思うには、以下の問題に対応できるかを解決方式毎に検討する必要がある。

- 1) 時間がない。(被害者が若くても65才)
- 2) 多数国にわたる被害がある。
- 3) 被害者の数が多いし、全貌が分かっていない。生存者がどのぐらいかも不明。
- 4) 問題は、国と国との間の国家賠償の問題ではないから、国家間での解決ができない(但し、共和国との交渉と台湾との関係では、国家間の賠償問題も残っている)
- 5) 被害者個人からの請求である。
- 6) 戦争犯罪、人道に対する罪、奴隷からの自由の侵害、強制労働条約違反その他の国際法違反が問題となっている。
- 7) ユスコーゲンス(強行規範)違反が問題になっている。
- 8) 被害者側は、真相究明、責任の承認、慰霊碑などの記念事業、教科書の記載の適正化など教育・啓蒙による予防措置、誠意ある謝罪と補償等を要求している。
- 9) 被害の種類が多い。従軍慰安婦、強制連行、戦争捕虜などの大日本帝国軍・政府による被害から、日本軍側に属する軍人・軍属の恩給問題や軍票など財産問題まで種々であり、被害の質・程度、法的・道義的責任の内容、程度、適用すべき法規・国内法・国際法の別が多様である。
- 10) 個別の被害の立証も困難。古いことでもある。証拠隠滅もある。
- 11) 膨大な被害でもあり、納税者の負担で補償する必要があるので、日本政府としても、裁判所など権威ある第三者の判断乃至立法・予算化などの国会の議決なしに、財政的支出はできないであろう。
- 12) 国民の間で、事実関係が明らかになっていないし、戦争犯罪の日本自身による追求・処罰がなされていないので、反省がなく、補償の必要性についてコンセンサスがない。

五、これらすべての問題を解決できる方式があるか？

1) 1992年8月国連人権小委員会で、IED、WCC、WAC、リベレーションなどNGOは国連の仲介による解決を求めた。それをどう具体化するかが問題だが、国連による解決は、上記の諸問題に十分対応ができる非常に有望な案であると思う。

2) 筆者は、日本政府が、国連に対して以下の要請をすることによって国連による解決をはかることができると思う。

日本は国連事務総長に対して、「被害者（日本の植民地支配又は戦争行為によって重大人権侵害被害を受けたと主張する個人で、このような解決方式による救済を求め、将来設置される〔日本に関する国際重大人権侵害裁判所〕の裁定に従うという者）と日本国間の紛争に関して、被害者から申し立てがあった場合は、申し立て事件に関する仲裁裁判所として、〔日本に関する国際重大人権侵害裁判所〕を設置して欲しい」旨要請する（日本は同国際重大人権侵害裁判所の裁定に従うことを事前に約束する）ところから出発する。同事務総長は、同裁判所を創設することを日本から一任される。

3) より具体的に考えてみると、事務総長に対して、日本政府は、以下のような「日本問題処理のための」「国際重大人権侵害裁判所」設置を求めることができる。

①日本の要請に基づき、これを設置する。

②裁判官候補者の指名は、事務総長が国際司法裁判所所長に依頼して行う。同所長は、常設仲裁裁判所の裁判官名簿に載っている者のなかから10名の候補者を指名し、事務総長がその中から5名の裁判官を任命する。但し、日本人及び日本と利害関係のあるものを除く。

③裁判手続きは、同裁判所裁判官会議が決定する。

④被害者は、同裁判所の判決に従うことを条件に、同裁判所に対して直接救済申し立てができる。申し立て人は、申し立て及び聴聞にあたっては、国連公用語でない母国語を使用することができる。貧困な被害者（直接の被害を受けたもの及びその家族）は、裁判所の扶助により弁護士への援助・代理を受けることができ、聴聞の機会を保証される。裁判所は、巡回し、必要な場所において法廷を開廷できる。

⑤裁判所は、検証、証人尋問、その他の証拠調べを、必要な場所に出張して、行うことができる。同裁判所は、公開審理を遂げ、迅速な公開判決を言い渡す。

⑥裁判所は、裁判の基準として、国際司法裁判所規程三八条の「裁判基準」及び「衡平と善」を用いて判決する（法的責任のある場合はそのように、法的責任がなくても衡平と善の観点から補償等が必要であれば、そのように）。判決書には、認定事実及び理由を具体的に記載する。判決では、国際法違反の重大人権侵害があったことを認めるとき、又は衡平と善の観点から必要と認めるときは、謝罪、記念事業、金銭補償、その他賠償・原状回復のために必要な適当な措置を日本政府に対して命じることができる。

⑦裁判所は、当事者の申し立て、または職権で、必要と考える場合には、事務総長を経由して同理事会に対して、国際司法裁判所の勧告意見を求めるよう要請することができる。

る。

⑧裁判所の判決は、両当事者間で法的拘束力を持つ。

⑨事務総長は、裁判所の運営に必要な経費を特別経費として支出する他、同裁判所事務局設置などあらゆる必要な措置をとるが、その全費用は日本政府が負担する。被害者は、虚偽の申し立て、その他これに準ずる悪意・重大な過失による申し立てをしたのでない限り、申し立て人が敗訴しても、訴訟費用の負担は要求しない。

⑩出訴期間には期限を設けないが、裁判所が発足してから約3年以内をめどにテストケースを中心に大多数の種類の事件についての解決方式を確立し、その後3年以内をめどに大部分の事件の処理を終えられるよう努力する。同裁判所の運営に要する基礎的費用として当面最小限度60億円程度の支出を考える。

4) このような裁判所は、現在はない。これを現実に創り得るかが問題であるが、以下を考慮すれば十分可能と思われる。

①制度の本質は仲裁制度であって、国際法上も、国内法上も古くから認められている。仲裁制度が動き出すためには、当事者が、第三者である仲裁裁判官の裁定に従うと合意することが必要である。日本政府が「このような解決を希望する」と言う必要がある。被害者側は、申し立てのときに、「この制度を利用したい」と述べるのであって、その時に仲裁契約が成立することになる。このような国際仲裁裁判所ができたからといっても、被害者は日本の裁判所を利用しても良い。また、日本の国会に請願するなどその他の方法を選ぶことも自由である。被害者は救済のためにより優れたほうを選ぶだろう。日本国内法の争点の問題になるときは、国内救済手続きをすべて尽くし、その上で国際的救済機構に救済を求めることになるが、本件では、国際法上の諸問題が主要争点だから、日本国内救済手続きを尽くす必要はない。希望するなら、直接国際手続で救済申し立てをすることができ。だから、国内裁判所手続きに使う時間を節約でき、その分迅速な解決ができる。被害者がまだ生存中に解決できる可能性が高まるだろう。

②国連憲章33条は、国際紛争の解決のためにはできるかぎり仲裁手続きなどの平和的解決手段を利用するよう推奨している。国家間の仲裁手続きの利用を容易にするために、多国間条約によって常設仲裁裁判所さえも設置されている。国際投資の解決のため国家と私的法人格しか持たない企業との間の紛争を取り扱う常設仲裁機関ができ、機能していることにも注目したい。

③欧州人権裁判所、米州人権裁判所、国際人規約委員会など被害者個人からの申し立てを受ける国際人権機構が十分機能しており、個人の国際法上の地位は揺るぎないものとなってきている。最近、イラク補償問題国連委員会が安全保障理事会決議によって創られ、筆者の案よりもっと徹底した補償措置が取られている。すでに国際刑事裁判所まで提案されている。現在国連人権機構の見直しの時期にあり、1993年6月には国連世界人権会議が予定されており、一見大胆と思える提案も決して唐突な発想とはされないだろう。前記特別報告者ファンボーベン教授の報告書にも国際的人権裁判所の提案があることなども

考え合わせると、この機構は十分実現可能であろう。

④「以前ならともかく、現在であれば、日本政府が要請するなら十分可能だろう」と複数の国連人権専門官も示唆しているし、有力国連NGO関係者の支持があることも心強い。被害者を支援するNGOがこのような救済機関の設置を国連に求めていることは重要だ。これ以外に、全当事者が納得して、迅速的確に全面解決できる制度はないと思われる。

5) 最大の問題は、日本政府がどう考えるかである。折角の解決案も、日本政府が拒否しては実現しない。今後日本を含む関係各国の民間団体、政党、政府などがこの提案を支持するかどうかによって日本政府の態度は決まるだろう。

筆者は、日本政府は自ら進んで、国連にこのような要請をすべきであると思う。国会も（条約の批准に必要なのと同様な）決議をすべきである。日本国民も、この国際仲裁裁判所の判決に従って、国が財政的支出をすることには賛成すべきではないだろうか。

日本政府は、個々具体的な解決について、いちいち詳細な合意を被害者側と交渉したり、長年国内裁判所で争うことはしなくても済む。日本の国会と政府が、国際的に権威ある司法的機関が「法的責任がある」あるいは「衡平と善の観点から、補償すべきだ」と判断をした場合にはそれに従うという解決方式について合意するかどうかさえ決断すればよい。

政府は「日本に国際法上責任がある」「衡平と善の観点から補償すべきだ」と国際機関が判断したときでもなお「責任がない」と言い張るのだろうか。それが根本問題であって、この点さえ十分に議論すれば良いのではなかろうか。しかし、支払い能力の点から、「年一兆円しか支出できない」などの財政的な配慮はすべきである。金額が年一兆円を越える場合は、繰り延べて年賦履行すればよいとしなければ現実的でないと思う。

こうすれば、すべての点で、上記の問題点は解消することができるとと思われる。日本は、「国際法には従い、人道的な責任もとる」と言っこそ、誠意ある態度と評価されよう、困難な問題が全面解決するだけでなく、日本の国際評価もあがるであろう。「ずるい。残虐」と言うような日本イメージの払拭もできよう。ヒューマニティー、人間の尊厳と原則に適った解決方式と思う。